

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民訴・民執・保全法 I】

頁数	場所	誤	正
48	⑤表 a	a 成年擬制がはたらく場合 (注)	削除
	⑤表の下 (注)	(注) その後の離婚・婚姻取消等により婚姻が解消しても、一旦取得した <u>訴訟能力</u> は失われない。	
49	表 【訴訟能力のまとめ】 未成年者例外①	①婚姻による成年擬制は、訴訟能力に及ぶ	